

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第2委員会室 担当職員 池永
日 時	平成31年3月11日(月曜日)	開 議	午後 1 時 35 分
		閉 議	午後 4 時 9 分
出席委員	◎小川、○奥野、田中、赤坂、藤本、竹田、菱田（齊藤議長）		
出席理事者	【産業観光部】柏尾部長 [農地整備課]並河課長、清水国営事業担当課長 【まちづくり推進部】竹村部長、並河事業担当部長 [都市計画課]関口課長、瀬野開発担当課長 [都市整備課]山内課長 [土木管理課]藤本課長、鈴木管理・用地担当課長 【上下水道部】阿久根部長 [総務・経営課]西田課長、人見水道経営係長、服部下水道経営係長 [お客様サービス課]柴田課長 [水道課]河原課長 [下水道課]川勝課長		
出席事務局	池永主任		
傍聴者	市民1名	報道関係者0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 3 : 3 5

1 開議

(小川委員長あいさつ)

2 事務局日程説明

(事務局説明)

3 所管分付託議案審査（説明～質疑） ※付託表その2

[上下水道部入室]

- ・上下水道部長あいさつ

1 3 : 3 8

・第55号議案 亀岡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

[説明]

- ・総務・経営課長説明

1 3 : 4 4

[質疑]

<田中委員>

消費税の引き上げについては、国会で審議されているが、まだ確定していないのではないかと。上げられなくなったらどうなるのか。

<総務・経営課長>

法律上は10月1日で決まっていたと考えるが、これが何かの事情で見送りになった場合も想定している。条文としては、消費税及び地方消費税に基づく税率を乗じて得た額としており、上位法に基づく税率を加えることとして改正している。

<田中委員>

10%にならず、現行の8%のままでも対応できるということか。

<総務・経営課長>

消費税法と地方税法に基づく税率とした。そのまま8%で継続することになって、再度改正することがないようにしている。

[上下水道部退室]

13:47

[産業観光部入室]

・産業観光部長あいさつ

・第57号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

[説明]

・農地整備課長説明

13:50

[質疑]

<田中委員>

農地の事業量が延長で書かれているが、例えば田の場合、どの部分を示しているのか。

<農地整備課長>

延長で記載しているが、内容によってはのりの面積の部分にもあたる。被災している長さを記載したものである。土砂が流入した場合についても、設計は体積等で表現するが、被災した延長としては、該当する距離を測った上で延長としている。

[産業観光部退室]

13:51

[まちづくり推進部入室]

・まちづくり推進部長あいさつ

・第53号議案 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[説明]

・都市計画課開発担当課長説明

14:00

[質疑]

<小川委員長>

都市計画審議会で話があった内容も含めて、もう少し説明されたい。

<都市計画課開発担当課長>

既存集落の追加指定に伴う改正である。先日、都市計画審議会で審議いただいた内容に関するものであり、今回、「開発行為」の後に「規則で定めるもの」という文言を追加しようとするものである。馬路町をはじめ、いろいろな既存集落の中で、許容する開発行為について、例えば「一戸建て住宅」など、いろいろな地区で同じ

ものを指定していくことを当初は想定していたが、地元と協議する中で、例えば保津町では一戸建て住宅だが、河原林町では少し違うことを認めていきたいなど、やはり地域の実情に応じた開発行為を許容していく必要があるということが判明したため、条例に「規則で定めるもの」という表現を追加し、具体的には規則でそのことを表現できるように規定整備するものである。

14 : 03

・第54号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

[説明]

・都市整備課長説明

14 : 05

[質疑]

<田中委員>

この条例案で、ヘイトスピーチを禁止できるのか。

<都市整備課長>

ヘイトスピーチに限らず、人権的なことに関して禁止するという項目を加えている。ヘイトスピーチを含めての内容になっている。

<田中委員>

これで禁止できるということか。

<都市整備課長>

そうである。

<まちづくり推進部長>

第50号議案も同様であるが、市で統一してこの文言でヘイトスピーチが防止できると整理し、この内容としたものである。

<奥野副委員長>

「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する」とあるが、これは誰がどのように判断するのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

ヘイトスピーチが行われることがあらかじめ客観的事実で認められ、その申請が出てきた時、市の多くの公共施設はそれぞれ管理に関する条例を持っているが、どの条文を適用して対応するかについて、4月1日からガイドラインで統一的に対応していこうとするものである。その場合、公序良俗と言われている部分で、認められないという対応をしようとするものである。多くの公共施設の条例にはこの項目が規定されているが、今回条例案が出ている2つの施設については、この規定がなかった。公の秩序を乱すという判断は難しいが、一般的に誰もが守るべき社会の秩序を乱す行為と理解している。

<藤本委員>

現に、市内でヘイトスピーチの行動が起きているような現実はあるのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

今回追加した2つの施設で起こりうるというわけではなく、庁舎等いろいろな公共施設でも起こりうる。これ以外の施設の条例には既に公序良俗の規定がある。ヘイトスピーチが起こりそうなことがこれまであったかどうか、確かなところは把握していない。

<まちづくり推進部長>

ヘイトスピーチ解消法ができた中で、各自治体の公の施設についても、それを禁止

する条例を整備しようとするものである。今回、一斉に整備しているものである。
<藤本委員>
本市で事例があったから制定するのではなく、全国的な流れということか。
<まちづくり推進部長>
そうである。

14 : 10

・ **第 59 号議案 市道路線の認定、廃止及び変更について**

[説明]

・ 土木管理課管理・用地担当課長説明

[質疑なし]

[まちづくり推進部退室]

14 : 13

[委員間討議なし]

4 討論～採決

[討論なし]

<田中委員>

第 55 号議案については、消費税の関係について上手な言葉で逃げている。今回は判断を保留する。閉会日には判断する。

<菱田委員>

それは理解するが、退席しなくてよいのか。

<事務局主任>

賛成者の挙手を求めるため、挙手されない場合、反対もしくは態度保留とみなされる。態度保留ということを明確にされたいのであれば、退室いただいた方が明確になる。

<田中委員>

挙手しないことでよい。

[採決]

- ・ 第 53 号議案 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・ 第 54 号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・ 第 55 号議案 亀岡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

可決・多数 (態度保留：田中委員)

- ・ 第 57 号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

可決・全員

- ・第59号議案 市道路線の認定、廃止及び変更について

可決・全員

[指摘要望事項]

<田中委員>

第57号議案について、災害復旧については、できるだけすみやかに施工して工事を終わらせてほしいと考える。委員長報告の中に入れていただきたい。

<奥野副委員長>

同感である。

<小川委員長>

できるだけすみやかに工事を完了するように、委員長報告の中に入れるということによいか。(了)

<小川委員長>

文言については、正副委員長に一任されたい。

14:21

5 要望について

<小川委員長>

当常任委員会所管の要望は2件ある。「市街化調整区域における運送事業者に対する開発許可の是正措置に関する要望」及び「事務処理の適正化についての要望」について、いずれも要望者から意見陳述の申し出を受けている。ただ今から意見陳述の機会を設けることとしたいが、異議はないか。

(異議なし)

<小川委員長>

異議なしと認め、要望者の意見陳述の機会を設けることを決定する。

[要望者(意見陳述者(松尾寛治氏))、入室 発言席へ]

<小川委員長>

それではまず、「市街化調整区域における運送事業者に対する開発許可の是正措置に関する要望」について取り扱う。この件について、要望者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、要望の趣旨・補足説明とし、陳述時間は10分以内で終了するよう、簡潔に願います。

14:25

[要望者意見陳述(趣旨説明)]

14:35

[質疑]

<小川委員長>

ただ今の意見陳述に関して質疑を行う。

<藤本委員>

現場を確認していないので分からないが、現状について、理事者は一定の内容を知っているのか。

<要望者（松尾氏）>

担当課長や担当部長に言っている。開発許可は京都府が建築指導を行っており、建築確認は民間団体が行っているため分かりにくい。開発にあたって異存はないかという文書が亀岡市にくる。ここは養豚場があった土地で、かなり広く、真ん中に農道が走っている。大型トラックが3台あった。乗用車は20台以上ある。敷地の中は市道であるが、農道として建設されたものであり、薄いと思う。心配である。

<藤本委員>

業務停止・使用停止を、執行部に積極的に求めるという考えに間違いはないのか。

<要望者（松尾氏）>

そうである。

<赤坂委員>

一度見に行ったが、中身を独自では調べていない。チェックすべきだと考える。

<小川委員長>

本件については貴重な意見として聞き置くこととし、今後の委員会活動の参考にしたいと思うが、そのような取り扱いでよいか。（了）

14:40

<休憩14:40～14:47>

<小川委員長>

次に、「事務処理の適正化についての要望」について取り扱う。この件について、要望者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、要望の趣旨・補足説明とし、陳述時間は10分以内で終了するよう、簡潔にお願いする。

14:48

[要望者意見陳述（趣旨説明）]

14:54

[質疑なし]

<小川委員長>

本件については貴重な意見として聞き置くこととし、今後の委員会活動の参考にしたいと思うが、そのような取り扱いでよいか。（了）

[要望者（意見陳述者（松尾寛治氏））、発言席から退席]

14:55

<休憩14:55～15:10>

7 その他

（1）議会だよりの掲載内容について

<小川委員長>

事務局から説明を。

[事務局主任説明]

<小川委員長>

2項目程度とのことであるが、意見は。

<竹田委員>

補正予算のパイプハウス、また、本日の土地改良事業の施行と、災害の復旧が両方に出てきている。それを掲載してはどうか。

<菱田委員>

第53号議案の開発許可の件はどうか。

<田中委員>

表現が難しい。

<奥野副委員長>

災害復旧のことでよいと考える。

<小川委員長>

1項目でもよいのか。

<事務局主任>

1項目でもよい。

<藤本委員>

補正予算の復旧支援について、パイプハウスを含めて、予算や実施時期について皆注目されている。その1項目でもよいくらいである。スペースがあれば土地改良事業を掲載してはどうか。1番注目されているのは補正予算の復旧の部分である。

<竹田委員>

補正予算の災害の復旧については掲載したほうがよい。開発許可については、府から権限移譲を受け、市長も既存集落まちづくりの件についてよく言われている。担当課とも調整して分かりやすい形で掲載してはどうか。川東4町から今後、周辺地域に広がるということでもある。その2つの項目でどうか。土地改良事業も一緒に掲載するかどうかについては正副委員長で相談されたい。

<小川委員長>

それらを掲載するということがよいか。(了)

<小川委員長>

文言等は正副委員長に一任を。

15 : 16

6 行政報告

京都・亀岡保津川公園について

[まちづくり推進部入室]

- ・まちづくり推進部長あいさつ

[説明]

- ・都市整備課長説明

15 : 31

[質疑]

<奥野副委員長>

何年頃に完成予定か。また、財源の想定は。

<都市整備課長>

この公園は平成26年に認可を受け、現在進めている。用地について、補助金で全部は買い戻しができていない。工事は5年を目途に進めていきたいと考えるが、補助金の付き具合により難しいところもある。財源は、工事・設計の2分の1、用地の3分の1が補助金である。費用は、整備案に基づき算出中である。先日開いたワークショップの意見を踏まえて、最終の事業費を算定中である。

<奥野副委員長>

5年ということは、平成36年頃と理解すればよいのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

現在、事業認可を5年でとっており、今年が最終年である。手続き的には5年で取っていきたいが、補助金の関係や、またアユモドキの関係で環境を急激に変えることができないため、慎重に進めていかねばならない。長期間を要すると考えている。

<奥野副委員長>

これからワークショップをしながら、まだ目途はたたないということか。補助金の関係があるとはいえ、目標を設定する必要があるのではないか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

5年で認可手続きをしていきたいと考えている。まずは用地の買い戻しを進めて、次に工事を行うことになるが、これまでから専門家との調整に時間を要している。そこを並行して進めていき、早い段階で工事にもかかかっていきたいと考えている。また、あまり作り込むような公園の計画ではないため、部分的な供用を行うこともできると考える。一部のエリアだけでも、できるだけ早く利用いただくようなことも考えていきたい。

<奥野副委員長>

金額はおよそどのくらいか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

前の計画で約30億円であった。その時はスタジアムがあり、そのエリアの整備費用は見込んでいなかった。そのような意味では、市で整備すべき面積が増えることになり、当初より少し費用がかさむのではないかと考えている。

<赤坂委員>

いろいろな自治体でつくっている公園は中途半端になっているところが多い。もう少し分かりやすく、1つつこのエリアはこうしていくという絵を描き、市民や観光客がそこに行ってみたいと思うような公園づくりをされたい。

<まちづくり推進部事業担当部長>

交流人口の拡大も目的としており、市民はもちろん、市外からも来てもらえるような特色のあるものにしたい。テーマを明確にし、いろいろな媒体を通じてのPRにも力を入れていく必要がある。意見を踏まえて今後進めていきたい。

<藤本委員>

この場所は無料で開放するのか。橋で公園に入るということは有料なのか。

<都市整備課長>

駅からの部分だけではなく、堤防道路からの出入りも考えている。維持管理なども考えると、すべてを有料化するのではなくても、体験型など部分的なエリアでの有料化は検討課題だと考えている。

<藤本委員>

スタジアムを含む公園用地として購入しているが、田んぼについてはどうするのか。

市民農園などを考えているのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

先日のワークショップでも、これまでの公園管理ではなく、維持管理費に充てられるよう、収益を得るような運営も考えるべきだという意見が出た。ただ、エリアを完全に囲って入口で入場料を徴収することは今のところ想定しておらず、通常は自由に使ってもらうことを想定している。ただ、他の公園でのバーベキュー場やキャンプ場のように、公園の一つのエリアを有料にすることはあると考える。これだけの水田を維持するため、市が指定管理したとしても、それだけでは市の出費が大きいので、市民農園やオーナー制にするなど、少しでも収益を得るような水稲の維持について、今後十分に知恵を絞る必要があると考えている。

<竹田委員>

市長は本会議等で5年ほどアユモドキの様子を見ると言ってこられた。今後進めるとしても、そこがネックになってくる。学者の見解をもらいながら様子を見るとのことであったが、そのあたりの整理はできているのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

2月6日に環境保全専門家会議があったが、その前にワーキング会議を4回開いて、この計画に対して意見をもらっている。細かい部分について意見はあるとのことであるが、公園の大きな方向性やコンセプトについては基本的に了解いただいている。しかし、事業を進める上で、一度にこれだけの範囲に手を加えると、アユモドキの生息に影響することも考えられる。我々が少しずつ先行してこの範囲を進めたいということを提示する中で、専門家の意見を聴きながら進めていくことになるかと考える。

<菱田委員>

ここではジャンボタニシは出ないのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

赤川にはいたように記憶している。

<菱田委員>

うまく駆除して整備していくべきである。次に、霞堤の部分はどうするのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

外来種の対策は大切だと考えている。霞堤は100メートル近くある。公園とは別に、桂川の河川整備の進捗にあわせて府が整備することになる。そのことを想定し、その影響を受けない公園整備を意識しながら進める必要がある。

<菱田委員>

2つの考え方がある。1つは霞堤を締めて公園を整備すること、2つめは、霞堤の痕跡を残したうえで整備し、昔は亀岡に霞堤があり、江戸時代から水害のたびにここから水が入ってきて下流の水害を抑制してきたのだという歴史を残すことである。どちらの考え方がよいかはわからないが、ワークショップで整理されたい。

<まちづくり推進部長>

公園のコンセプト「自然と共生するグリーンインフラ」では、まさしくそのような考え方を意識したものである。湿地帯エリアを大きく設けているが、現在、3面張りの水路で赤川が通っている。水が少ない時もあるが、水が大きく出たら水位が上がり、霞堤から入ってくる状態を再現できるようなイメージで設定している。しかし、河川の改修は別であり、ここだけ堤防を上げないというのは難しい。どういう形で霞堤の機能を見せていくのかには課題がある。また、アユモドキの生態も完全には分かっておらず、まだまだ時間がかかる。実験池では多くの産卵があり、うま

くいつている。そのような経験から、湿地帯を生かしてアユモドキが産卵できるよう、場所的な整備をしていこうと考えている。絵で描くのは簡単であるが、いざ整備しようとするともやり直しも出てくるかもしれない。いろいろなことを試しながら進めていかねばならない場所だと考える。また、田の中の水路は現在、コンクリート3面張りである。コンクリートの水路でも十分アユモドキは生息しているが、せっかく都市公園なので、昔の土水路なり、石積みの水路を復元したい。できるだけつくりこまないようにしたい。自然保育園の考え方と同様であるが、最近の子どもは与えられたものでしか遊ばない。山間部の子どもたちからも「公園がない、遊ぶところがない」という声を聞く。昔は何もなくても鬼ごっこをしたり、家の帰り道で雑魚や虫捕りをしていた。稲刈りをした後の田んぼが遊び場であった。今回、水田エリアを残すが、そういうところにどンドン入って遊んでもらえればよいと考える。そういうことができる場所にしていきたい。しかし、誰かがそれを教えなければできないのが現実であり、市民団体など、そういう人を作っていく必要がある。すでにそのような団体もおられるが、一緒に雑魚とり体験や田植え、生物探しなどいろいろな催しをする中で、大きなお金儲けはできないが、いろいろなことをしながら運営経費にも充てていけるようなものにしたい。農地もオーナー制にしたり、子どもたちに植えさせたり、京都から20分で来られるエリアで自然体験ができ、遊べ、独創性を持てるような場所にしていきたい。また、水道施設もあり、水もおいしいので、そういうことも体験できるようにしたい。ここに書いているのは基本的なプランであるが、今後ワークショップ等で市民の意見を聴きながら進めていきたい。

<田中委員>

駐車場はどうするのか。

<まちづくり推進部長>

図の左上に降りてくる道を記載しているが、その先を車が止められる広場としていきたい。アスファルトで固めた駐車場にはしない。車でのメインの入口は図の上側からである。

<藤本委員>

この区域がアユモドキを含め、環境先進都市のシンボルエリアの1つになると考える。しかし、どろんこ水辺や原っぱにしても、じゃぶじゃぶ池にしても、夏場がメインで秋や冬にはできない。全く収益性が考えられない。もう少し連動させて、収益性も維持管理も考慮したような計画案があってもよいのではないかと検討されたい。

<まちづくり推進部長>

ワークショップでもいろいろな意見が出ており、同様の意見も出ている。維持管理に充てられるような運営の仕方も今後十分検討していきたい。

<小川委員長>

京都・亀岡保津川公園について要望書が出ていたので確認したい。電柱等の占用許可はどのようになっているのか。

<都市整備課長>

関電の電柱は、水源地のポンプのために7本ある。1本は占用許可申請が出ており許可している。あとの6本については関電に指導しているところである。

<小川委員長>

米作、収穫等を地元へ委託しているが米代が差し引かれており、地方自治法の総計予算主義に反しているということについてはどうか。

<都市整備課長>

京都・亀岡保津川公園の管理とあわせ、暫定的にアユモドキ等の保全のため、公園内の一部で水稻の作付けをしながら実証実験を継続して行っている。水稻を作付して収穫し、その収益を管理費に充てるといふ、いわゆる相殺を行い、管理業務を行っていただいている。委託契約の中でその内容を明記して農事組合法人ほづにお願いしている。原則は総計予算主義であることは十分承知しているが、現在行っている管理業務について、相殺を逸脱した行為とは考えていないところである。なお、先ほど示した整備計画を進める中で、今後必要となる維持管理の内容について変更していくことも想定されると考えるため、委託内容については今後検討していかねばならないと考えている。

<小川委員長>

現状、違反はしていないということか。

<都市整備課長>

そうである。

<小川委員長>

都市公園事業補助金の返還請求を受けるのではないかという点についてはどうか。

<都市整備課長>

当公園については、用地の買い戻しを進めているところである。先ほど説明した整備計画案に基づき、今後整備計画を進めていきたい。これからの整備になるため、そのようには考えていないところである。

16 : 03

7 その他

(2) 閉会中の継続審査について

<小川委員長>

事務局から説明を。

<事務局主任>

閉会中に委員会を開催するには、閉会中の継続審査の申し出を行う必要がある。本市議会では、運営上、事務の簡素化を図るため、議員改選後4年間一括で、3月議会閉会日の本会議に提出いただいている。文書を配付しているので確認願う。

<小川委員長>

閉会中の継続審査について、別紙のとおり申し出ることによいか。(了)

16 : 05

(3) 月例開催について

<小川委員長>

上下水道部から行政報告の申し出を受けている。また、視察の事前調査を行う。その他、月例の案件について意見はあるか。

<藤本委員>

第16期において、2市1町でダブルルートの検討委員会を立ち上げ、産業建設常任委員全員が委員になるというところまで進んでいるが、一度も会議が開かれていない。積極的に進めて行っていただきたい。

<小川委員長>

前期の内容も精査する。内容については正副委員長に一任いただきたい。日程は次回決定する。

～散会 16:09